


## 雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書(A 雇用給付金)

1	職業紹介事業者等の名称 株式会社SHEEPS	
2	主たる事務所の名称及び雇用保険適用事業所番号 アメリカオワークス 3402-615234-6	3 職業紹介事業者等の種類 (該当するものの番号に○を付ける) 1: 職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体 (特定地方公共団体) ②: 職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者 3: 職業安定法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者 4: 職業安定法第33条の2第1項、第33条の3第1項その他の法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者 5: 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者 6: 船員職業安定法第40条第1項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者
4	厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号 34-ユ-300494	5 同意条件に同意する期間 令和 6年12月12日～ 令和10年 1月31日
6	取扱いを希望する雇用関係助成金の種類 (希望するものの番号に○を付ける) A. 雇用給付金 ①: 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) ④: 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) ⑦: 特定求職者雇用開発助成金 (就職水河期世代安定雇用実現コース) ⑧: 特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース) 9: 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース) ⑩: トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 11: トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) 13: 特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース) ※2番、3番、5番、6番及び12番は取扱終了につき欠番	
(同意条件)		
ア 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。		
イ 事業主による雇用関係助成金の不正受給の補助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと		
ウ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、ハローワーク (以下「労働局等」という。) の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。		
エ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。		
オ 当該職業紹介事業者等の利用者 (今後利用する予定の者を含む。 (以下「利用者」という。)) から求めがあった場合に、その求めに応じ、雇用給付金取扱事業者証を提示すること。		
カ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。		
キ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合は、所定の書類を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。		
ク 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は雇用関係助成金の取扱いが無効となること。また、無効となった場合は雇用関係助成金の取扱いを自ら終了する場合は、ただちに主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「事業主管轄労働局」という。) に対して雇用給付金取扱事業者証を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取扱いができなくなった旨を周知してトランプルが発生しないようにすること。		
ケ 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。		
コ 雇用給付金の対象労働者とその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手續きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。		
貴殿より令和 6年12月 5日に提出された、雇用関係助成金に係る取扱いに当たっては、同意条件に同意する旨の「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書 (A 雇用給付金)」を受理しました。		
令和 6年12月12日		
 広島労働局長		
令和 6年12月12日		
備考		